

Ⅲ 年金の福祉施設及び委託先公益法人

1. 見直しの基本的考え方

- 年金の保険料は年金給付のための原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には一切充当しない。（廃止施設の解体工事や災害復旧等国有財産管理上必要となる最低限の経費については、既存施設の売却代金等により賄い、新たな保険料は投入しない。）
- 福祉施設は年金保険料財源で作ったものであり、その見直しに当たっては、年金資金への損失を最小化し、できるだけ目に見える形で年金資金に貢献することが重要である。このため、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。
- また、民間競合の観点及び地域経済や新たな税收確保への貢献の観点から、民営化することを原則とする。
- 委託先公益法人についても、高い給与水準や退職金など高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、福祉施設の整理に併せて、その廃止を含めた徹底した整理合理化を進める。また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならない。

2. 福祉施設の整理合理化の進め方

- 厚生年金病院については、今後保険料財源での施設整備は一切行わないことを前提にして、平成16年度にそれぞれの病院の経営改善計画を策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見も活用し、

(1) 単独で自立経営できるか、又は、単独での自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院

(2) その他の病院

に分類した上で、次のような観点に立って整理合理化計画を平成17年度に策定する。

なお、それまでの間であっても、新しい経営形態への移行が適切な病院については、迅速に対処する。

※ 新たな経営形態への移行の考え方は、別紙1の図を参照。

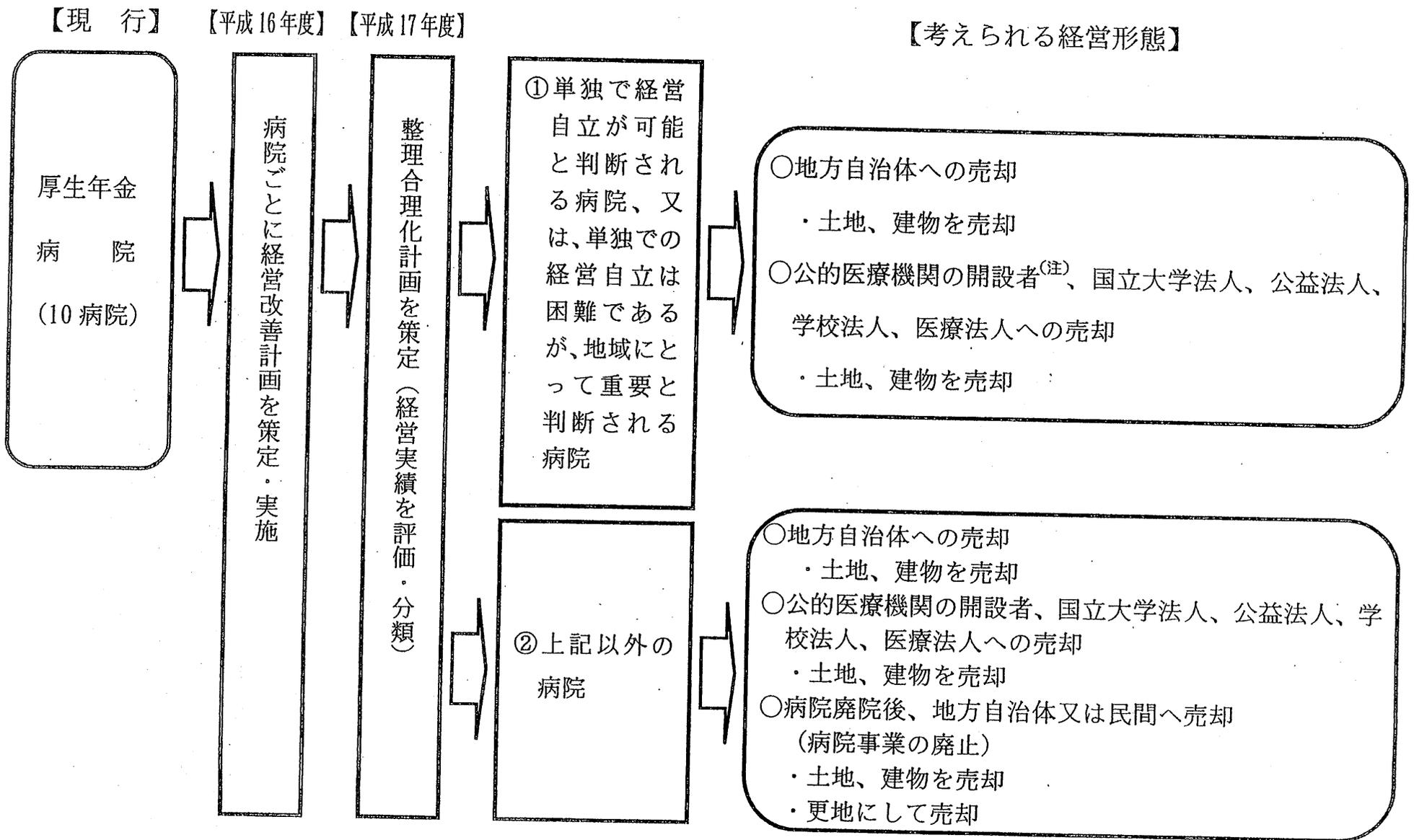
- ① (1)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人に売却する。
- ② (2)に該当する病院については、地方自治体又は公的医療機関の開設者、国立大学法人、公益法人、学校法人、医療法人への売却を働きかけるが、これが困難な場合は病院としての用途を廃止し地方自治体又は民間に売却する。

- 病院以外の施設については、平成16年度中に、保険料財源による施設整備を一切行わないことを前提にした各施設毎の経営見通しを策定させ、その結果を踏まえ、経営分析の専門家の知見を活用し、次のような観点に立って施設の整理合理化計画を策定する。

※ 売却の考え方は、別紙2の図を参照。

- ① 継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。
 - ② 減価償却相当額を控除してもなお安定的な運営が確保されると見込まれる施設については、早急に売却を進める。
 - ③ その他の施設についても、年金資産の有効活用の観点から、計画的に売却を進める。
- 以上の方針に基づき、福祉施設の売却を円滑に実施するため、平成17年度に整理合理化を進める権限を有する機関（清算のための独立行政法人）を設置し、5年を目処に積極的に整理合理化を進める。なお、この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。

新しい経営形態のイメージ (厚生年金病院)

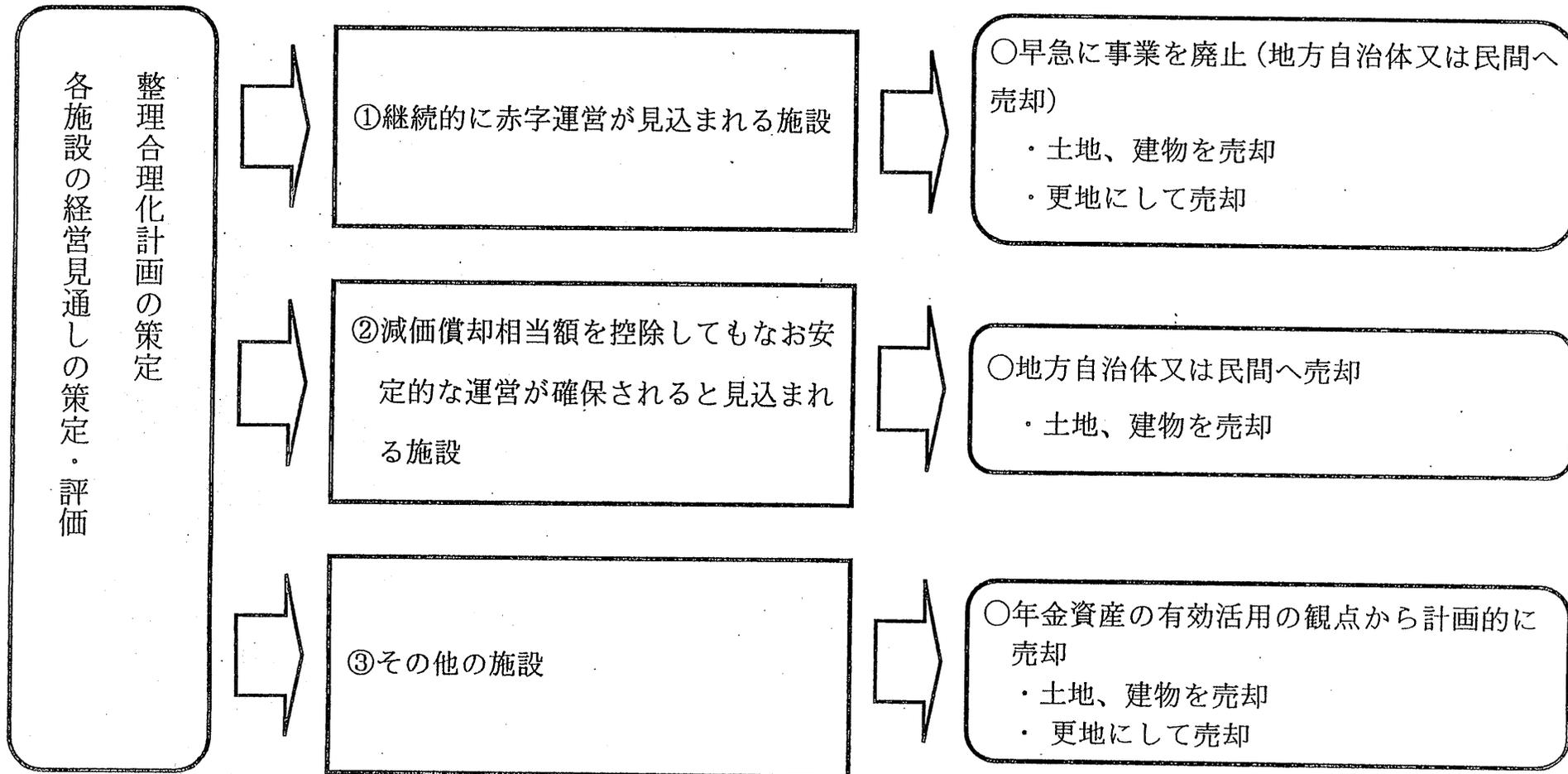


(注) 地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人^{医療}済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生 (医療) 農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

福祉施設の売却のイメージ（病院以外の施設）

【平成16年度中】

【売却の考え方】



IV その他

1. 国会議員互助年金

- 国会議員互助年金は、国会法第36条に「議員は、別に定めるところにより退職金を受けることができる」とされていることに基づいて設けられている。
- 国会議員互助年金については、その国庫負担率が高いことなどについて批判があるので、知事などの特別地方公務員に対する退職手当制度をも念頭におきつつ、今後是正することが必要である。

2. 厚生年金と共済年金の違い

- 厚生年金と共済年金の間には、過去において種々の制度的な差異があったが、現在ではほとんど解消している。ただし、現在でも、財政単位が異なるために保険料率は同一でなく、他方で厚生年金基金に相当する職域加算の有無によって給付額に差異が生じており、こうした違いについて、国民の目から見て納得できる対応が必要である。
- 今後、公的年金制度体系全体を見直していく中で、厚生年金制度と共済年金制度についても一元化の方向で検討していくことが必要である。

3. 社会保険事務費

- 社会保険事務費については、国民及び被保険者の理解が得られるよう、また、真に必要な事業が効率的に実施されるよう、経費の内容について厳しく精査する必要がある。
- また、社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているところであるが、別途、法律により財政上の特例が設けられている。今後の財源については、国の財政や社会保障予算の状況等を踏まえた検討を平成17年度予算編成において行う。
- さらに、社会保険庁は事業運営の徹底した効率化を図るとともに、社会保険オンラインシステムの刷新可能性について、業務処理の在り方も含めて検討し、効率的かつ合理的な事務処理に努める必要がある。

年金福祉施設等の見直しについて（合意）

平成16年3月10日
与党年金制度改革協議会

年金保険料を原資として社会保険庁が設置してきた病院、保養施設等の福祉施設については、社会経済状況や生活様式の変化の中で、福祉還元事業としての必要性が希薄になってきたにもかかわらず、今日までの確な対応ができなかったことについて、政治と行政の責任は重い。

その反省に立って、今日、年金制度改革が議論されている中で、多くの国民の批判に応えるため、年金福祉施設の抜本的な見直しを行うこととし、下記のとおり合意する。

政府においては、この合意を真摯に受けとめ、福祉施設の徹底した見直しを進めるべきである。

記

1 年金福祉施設及び委託先公益法人の見直しの基本的考え方

- (1) 年金保険料は年金給付のための貴重な原資であり、今後は福祉施設の整備費及び委託費には投入しない。
- (2) 福祉施設は、年金保険料財源で整備されたものであることから、今後の施設の売却に当たっては、年金資金への損失を最小化し、年金資金に貢献するよう努める。また、施設設備の活用方策について売却先の意向に配慮し、柔軟な対応をする。
- (3) 委託先公益法人については、高コスト構造になっていることや天下りの温床になっていることから、業務の内容及び必要性、役員の報酬や退職金等の処遇を全面的に見直し、その廃止を含めた徹底した整理合理化を行う。
また、委託先公益法人は、自ら責任を持ってその処理に当たらなければならない。

2 年金福祉施設の整理合理化の進め方

(1) 厚生年金病院については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にし、それを踏まえ、平成17年度に整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。その際、地域医療にとって重要な病院については、地方公共団体等と協議の上、その機能が維持できるよう十分考慮する。

(2) 病院以外の施設については、平成16年度中に各施設の経営状況を明確にするとともに整理合理化計画を策定し、地方公共団体や民間への売却を進める。

特に、継続的に赤字運営が見込まれる施設については、早急に廃止・売却する。

(3) 平成17年度に、福祉施設の整理を行うための独立行政法人（いわゆる清算法人）を設置し、5年を目処に整理合理化を進める。この機関の設置に当たっては、民間人を登用する。

なお、清算に当たっては、雇用問題や老人ホーム等の入居者への配慮を十分行う。

3 その他

社会保険事務費については、国民年金法等によれば、国庫負担が原則とされているが、財政上の特例措置がとられているところである。社会保険事務費の平成16年度予算の執行に当たっては、経費の一層の節減に努めるべきであり、さらに平成17年度予算については、予算編成過程において、国民年金法等の趣旨を踏まえその在り方を検討する。